令和6年6月19日 資料No.4 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

麻布地区総合支所管理課

港区立元麻布保育園の指定管理者の指定の取消し及び 新たな指定管理者の公募について

港区立元麻布保育園について、現在の指定管理者(社会福祉法人春和会)の指定を令和6年度末限りで取り消すとともに、令和7年度以降の管理運営を行う新たな指 定管理者を公募します。

1 対象施設

(1)施設名 港区立元麻布保育園

(2) 所在地 港区元麻布二丁目 14番 12号

(3) 指定期間 令和2年1月1日から令和11年3月31日まで

(4) 現指定管理者 社会福祉法人春和会

2 現指定管理者の指定の取消し

(1) 指定の取消しの申出

港区立元麻布保育園は、医療的ケア児・障害児のクラスを設置し、障害の有無に関わらず全ての子どもが一緒に保育を受けることができる保育園として、開設時から、社会福祉法人春和会(以下「春和会」といいます。)が、指定管理者として、管理運営を担っています。同園では、園長、副園長の連携不足や役割分担が機能していないことなどを起因とし、職員間のコミュニケーション不足が続き、職員から園長等への不満が多く出され、大量の退職者が毎年、発生しています。(令和2年度:25名、令和3年度:25名、令和4年度:20名、令和5年度:31名)

そのため、職員の経験不足から保育に必要な知識、技術が蓄積されない状況 となっており、区では、安定したクラス運営、園運営を実施するため、令和3年 度から春和会の本部に対し、職員の定着化や園長等への本部の支援体制の強化 を求めてきました。

さらに、令和4年4月からは、区立保育園にて園長及び副園長経験がある区職員が園に赴き、指導・助言を行ったほか、子どもの権利など専門的な知見を有

する保育専門アドバイザーを派遣するなど、改善に向けた指導と協議を続けて きました。

また、令和5年4月には、学識経験者3名と区職員で構成する「港区保育の質向上委員会」を設置し、同園における保育内容や園運営の課題解決策を検討し、クラス運営への直接的な指導・助言を行ってきました。

春和会も、園へ法人本部の職員を配置するなど工夫してきましたが、依然として運営面等における改善は見受けられませんでした。加えて、令和6年4月23日に同園の運営に関わる記事がインターネットで配信されたこともあり、複数の保護者から春和会による運営に対し、不安の声が寄せられています。

こうした中、令和6年6月11日に、春和会から「港区立元麻布保育園の管理 運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」といいます。)第43条第1項第 3号の規定に基づき、「法人としてこれ以上対応できない」として、令和7年3 月31日をもって指定の取消しを希望する旨の申出がありました。

(2)指定の取消し

春和会からの申出を受け、基本協定書第43条第2項に基づき、協議した結果、 法人として本施設の管理運営を引き続き担う意思がなく、今後の運営の改善も 見込めず、安定した保育サービスの提供が担保できないことから、春和会が指 定管理者として引き続き管理運営を担うことは困難であると判断し、港区立保 育園条例第9条第4号に基づき、令和6年6月14日に春和会への指定取消処分 を実施しました。

(3) 指定取消日

令和7年3月31日限りで取消し

(4)根拠規定

ア 指定の取消しの申出

港区立元麻布保育園の管理運営に関する基本協定書第43条第1項第3号、及び同条第2項

イ 指定管理者の指定の取消し等 港区立保育園条例第9条第4号

※ 詳細は別紙のとおり

3 新たな指定管理者の公募

本園は、定員 180 名を超える大規模園であるとともに、延長・休日保育、一時保

育などの多様な保育サービスを実施しており、多くの保育士の人員配置が必要になります。加えて、医療的ケア児・障害児の集団保育においても、専門的知識を有する人材の継続的な配置と園児の特性を踏まえた柔軟な対応が必要です。

これら多様な保育サービスの提供に加え、建物や設備の不具合への対応など、 事業運営と建物管理を一体的に行うことにより安全で安心できる管理体制を構築 するため、令和7年4月1日以降も、引き続き指定管理者による管理運営を行う こととし、新たな指定管理者を公募します。

4 新たな指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで(10年間)

5 今後のスケジュール(予定)

令和6年7月~ 新たな指定管理者の公募開始

7月~9月 応募期間

11月 指定管理者候補者の選定

令和6年第4回港区議会定例会(指定議案提出)

令和7年3月31日 現指定管理者による管理終了

4月1日 新たな指定管理者による管理開始

○港区立元麻布保育園の管理運営に関する基本協定書(抜粋)

(乙による指定の取消しの申出)

- 第43条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申 し出ることができるものとする。
 - (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を受け、本業務の実施を継続することが困難と認めるとき。
 - (3)前2号に定めるもののほか、甲において、乙が指定の取消しの申出をすることがやむを得ないと認めるとき。
- 2 甲は、前項の規定により申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定 するものとする。

〇港区立保育園条例(抜粋)

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第九条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
 - 二 第七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - 三 第十一条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続すること が適当でないと認めるとき